

病衣賃貸借契約 仕様書

病衣賃貸借において、賃貸借業者（以下「賃貸人」という。）は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「賃借人」という。）に対して、この仕様書に従い業務を遂行するものとする。なお、この仕様書に示されていない事項で軽微な業務については双方協議の上対応するものとする。

1 賃貸人の資格

- (1) 医療法施行規則第9条の14に規定する基準を満たすこと。
- (2) 本仕様書に示した物品及び数量を確実に納品し得ること。

2 病衣の仕様等

- (1) 病衣の仕様明細は原則として別記に定めるところによる。また、仕様書中の仕様生地等に関しては、記載されているもの又は、それと同等以上のものとする。
- (2) 病衣の取扱について、汚損、損傷の場合はその都度賃借人に報告し、清潔な製品と交換すること。
- (3) 料金の支払いは病衣使用実績に基づき支払う。

3 業務内容

- (1) 各部署の必要数は調整によって決定する。
- (2) 納品・回収に必要な台車、各部署に設置するランドリーボックス等は賃貸人にて用意すること。ランドリーボックスには開閉式のフタをつけること。
- (3) 院内で使用する台車には、壁等を傷つけないよう、保護材を取り付けること。作業時に賃貸人の責により建物等を破損させた場合は、賃貸人において修繕すること。
- (4) 納品・回収車両の出入口は病棟地下1階を予定し、事前に協議すること。なお、高さ制限があるので留意すること。
- (5) 院内で使用する資材との区別を明確にするため、院内で同等のものの使用が確認された場合には所有区分がわかるように賃借人と協議を行い、タグ等をつけること。
- (6) 納品・回収スケジュールについては双方協議の上、決定すること。
- (7) 賃借人の指定する場所に緊急時に業務が滞らない程度の在庫を置き、来院時にはその数量をチェックした上で、減少分を補充すること。その数量については、双方協議の上対応すること。
- (8) 外来に納品する病衣については、納品ごとに納品書を作成し、提出すること。

4 調査報告義務

賃借人は、この業務に関し必要がある場合は、賃貸人に対して調査、改善、報告を求めることができる。この場合、賃貸人は直ちに調査、改善、報告に応じなければならない。

5 協議

この仕様書に記載されていない事項に関して疑義が生じた場合は、双方協議の上これを解決する。

特記仕様書

1 妨害又は不当介入に対する通報義務

賃貸人は契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。

2 賃貸人は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、賃借人に履行期間の延長変更を請求することができる。

別記

1 病衣仕様明細書

品名	数量	仕様生地	寸法その他
病衣 (ガウン式)	1	綿 60%~70% ポリエステル 30%~40%(抗菌) ・カラーはベージュ水玉とする	① ガウン式 大人 S, M, L, LL, EL (サイズの識別は外見から容易に判断できること)
病衣 (パジャマ式 上) (パジャマ式 下)	1	綿 60%~70% ポリエステル 30%~40%(抗菌) ・カラーはブルー、ピンク(水玉)とする	① パジャマ式 大人 S, M, L, LL, EL (サイズの識別は外見から容易に判断できること)

※病衣の仕様・品質について、当院から変更の申し出が合った場合は双方協議の上対応すること。

2 病衣の洗濯補修

品名	洗濯補修の基準
病衣 (ガウン式、パジャマ式)	洗濯・アイロン仕上げ・補修、または新品と交換